

羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

羽 村 市

はじめに

【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を保持していないため、世界的な大流行（パンデミック）となることから、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に大きな社会的影響をもたらすものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

平成21年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、病原性が季節性並みに低かったにもかかわらず、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られた。国は、今後、病原性の高い新型インフルエンザなどが発生し、感染が拡大する場合に備えるために、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定した。

【国及び都の取組の経緯】

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、国は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を、都は、平成25年11月に特措法第7条に基づき、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）を策定した。

令和2年1月に国内で感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）対応の経験を踏まえ、国は、令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改定し、新型コロナや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すこととした。これを受け、都では、令和7年5月に都行動計画の抜本改定を行った。

【羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定】

市では、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、特措法第8条に基づく市町村行動計画として、羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、市における新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示してきた。

今般、政府行動計画及び都行動計画の抜本改定を踏まえ、市においても、市行動計画の改定を行うものである。

目 次

第1部 総論	1
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針等	1
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	1
第2節 対策の目的	3
第3節 対策実施上の留意点	5
第2章 対策の基本項目等	10
第1節 発生段階等の考え方	10
第2節 対策項目	12
第3章 対策推進のための役割分担等	16
第1節 対策推進のための役割分担	16
第2節 市における危機管理体制	20
第2部 各論	27
第1章 実施体制	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36
第3章 まん延防止	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41
第4章 ワクチン	43
第1節 準備期	43
第2節 初動期	45
第3節 対応期	48

第5章 保健	53
第1節 準備期	53
第2節 初動期	55
第3節 対応期	56
第6章 物資	59
第1節 準備期	59
第2節 初動期	60
第3節 対応期	61
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	62
第1節 準備期	62
第2節 初動期	65
第3節 対応期	67

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の基本方針等

第Ⅰ節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

2 市の各種計画等との整合性

市行動計画は、第六次羽村市長期総合計画や羽村市地域防災計画、羽村市業務継続計画※（以下「BCP」という。）など、関連する計画等との整合性を図る。

※ 業務継続計画（BCP） … 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための体制、手順等を示した計画

3 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

4 計画の基本的な考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応ができるよう対策の選択肢を示したもの

である。

新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応での具体例^{※1}を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

また、新型インフルエンザ等に関する対策について、国、都、指定（地方）公共機関^{※2}、医療機関、事業者及び市民の役割を示すと同時に、連携した対策の推進を図る。

※1 新型コロナ対応での具体例 … 令和6年6月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対する羽村市の対応報告書」から抜粋して掲載

※2 指定（地方）公共機関 … 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

5 計画の推進

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から感染症対策に関する市民等への啓発に取り組むとともに、計画を検証し、適時適切に計画の見直しを行う。

6 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、羽村市議会及び東京都知事に報告するとともに、公表する。

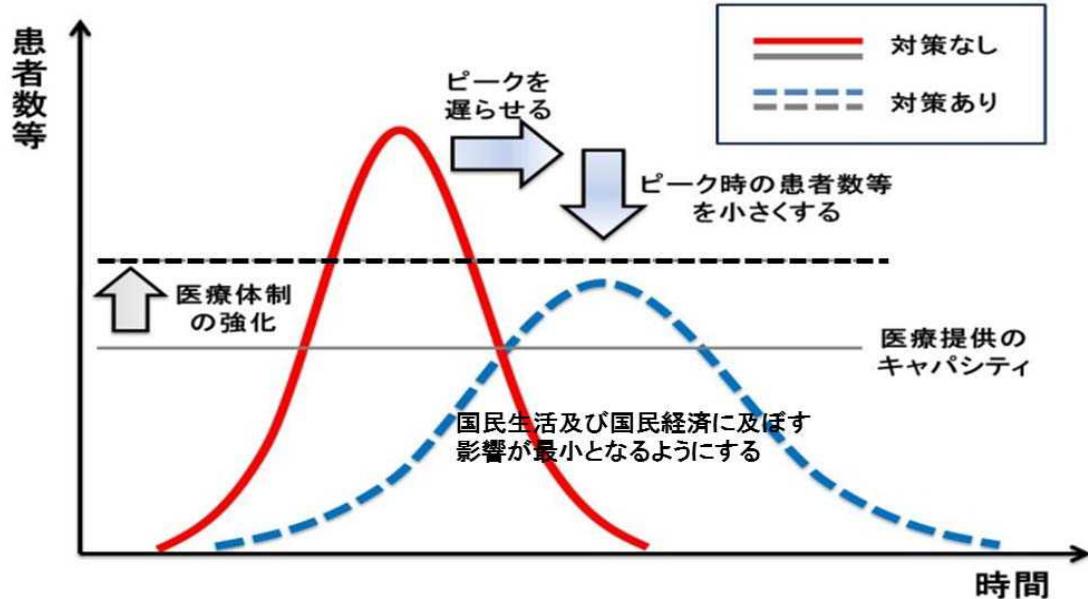
第2節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

I 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等までの時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 市民等が適切な医療を受けることにより、重症者数や死者数を減らす。

＜対策の概念図＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。

- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) BCP の策定や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第3節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針、都行動計画及び市行動計画又はBCPに基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

I 平時の備えの整理や拡充

感染症危機^{※1}への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（1）から（4）までの取組により、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有等を行う。

（1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（2）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（3）医療提供体制、リスクコミュニケーション^{※2}等の備え

医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事^{※3}の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（4）DXの推進

医療関連情報の有効活用、国と都及び市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進を検討する。

※1 感染症危機 … 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済に重大な影響が及ぶ事態

※2 リスクコミュニケーション … 個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者

の相互作用等を重視した概念。

※3 有事 … 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部、市対策本部の廃止までをいう。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有とにより市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、感染状況等に応じた感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（1）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状（病原性^{※1}、感染性、薬剤感受性^{※2}等）、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

（2）医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止対策

有事には各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、国及び都からの要請に応じ、適時適切に感染拡大防止対策を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

（3）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（4）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて

個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を様々な場面を活用して普及させ、子供を含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、市民等が適切な判断や行動をとれるようになる。特に、まん延防止等重点措置^{※3}や緊急事態措置^{※4}等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

※1 病原性 … 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いる。

※2 薬剤感受性 … 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

※3 まん延防止等重点措置 … 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める事態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

※4 緊急事態措置 … 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

3 基本人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部や都対策本部及び羽村市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、羽村市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は東京都新型インフルエンザ等対策本部長に対して、

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができ、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととする。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めるこことや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

第2章 対策の基本項目等

第1節 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講すべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行なうことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、感染症対策に関する市民への啓発やワクチン接種体制の準備、感染症対策物資等^{※1}の確保、関係機関との連携体制の確認及び訓練の実施等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行なう。

（2）初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生状況等を把握し、感染拡大のスピードをできる限り抑えるために、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期

対応期については、以下の4つ（①から④まで）の時期に区分する。

① 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び都対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型イ

ンフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン^{※2}等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

- ② 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じて対応する時期
感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

- ※1 感染症対策物資等 … 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
- ※2 プレパンデミックワクチン … 将来パンデミックを生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン

第2節 対策項目

I 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び都行動計画では、13の項目について記載しているが、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時にお

ける準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等の発生や偽・誤情報が流れるおそれがあり、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行うことが必要となる。その時点で把握している正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション^{※1}を行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状

況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、都及び市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市は、有事の際に必要な情報等を速やかに市民へ情報提供・共有するため、平時から都及び保健所との連携体制を構築する。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査^{※2}、健康観察^{※3}、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、保健所からの要請を受け、感染者等の健康観察に協力するとともに、感染者等や濃厚接触者^{※4}への食事提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に協力し、市における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物

資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

※1 双方向のコミュニケーション … 医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

※2 積極的疫学調査 … 感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

※3 健康観察 … 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること

※4 濃厚接触者 … 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

第3章 対策推進のための役割分担等

第1節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、市一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

I 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、世界保健機構（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を

聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定^{※1}を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関^{※2}、都医師会等の関係団体等で構成される都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画^{※3}や医療計画^{※4}等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA^{※5}サイクルに基づき改善を図る。

※1 医療措置協定 … 感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定

※2 感染症指定医療機関 … 本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものと指す。

※3 予防計画 … 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

※4 医療計画 … 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

※5 PDCA … Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

3 市

区市町村は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害のある人等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者※の診療体制を含めた、BCPの策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

※ 患者 … 新型インフルエンザ等の患者（新型インフルエンザ等の疑似症患者であって当該感染症にかかっているという疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種※の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の業務継続等の準備を積極的に行

うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

※ 特定接種 … 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2節 市における危機管理体制

特措法に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言※1（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、市は直ちに条例で定めた市対策本部を設置し、都対策本部と連携するなど、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野の専門的知見が求められることから、国及び都からの情報に留意し、必要に応じて医学・公衆衛生の学識経験者からの意見を聴き、迅速かつ的確な対応を検討する。国の新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）が行われた時点で市対策本部を廃止する。また、国内で患者が発生した場合には、国の緊急事態宣言前であっても、必要に応じて市対策本部を設置することができる。

福祉健康部長は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合も、必要に応じて関係各課によって構成される羽村市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を設置することができる。市連絡会議では、庁内における情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針※2に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、限られた人員により流行期間中においても必要な行政サービスをできる限り継続させるため、本行動計画に基づき、BCPを策定し、新型インフルエンザ等の対策を優先して実施するとともに、通常業務の中からも優先的に取り組むべき重要業務を選定し、業務を継続する。

※1 緊急事態宣言 … 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること

※2 基本的対処方針 … 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

I 市対策本部の構成

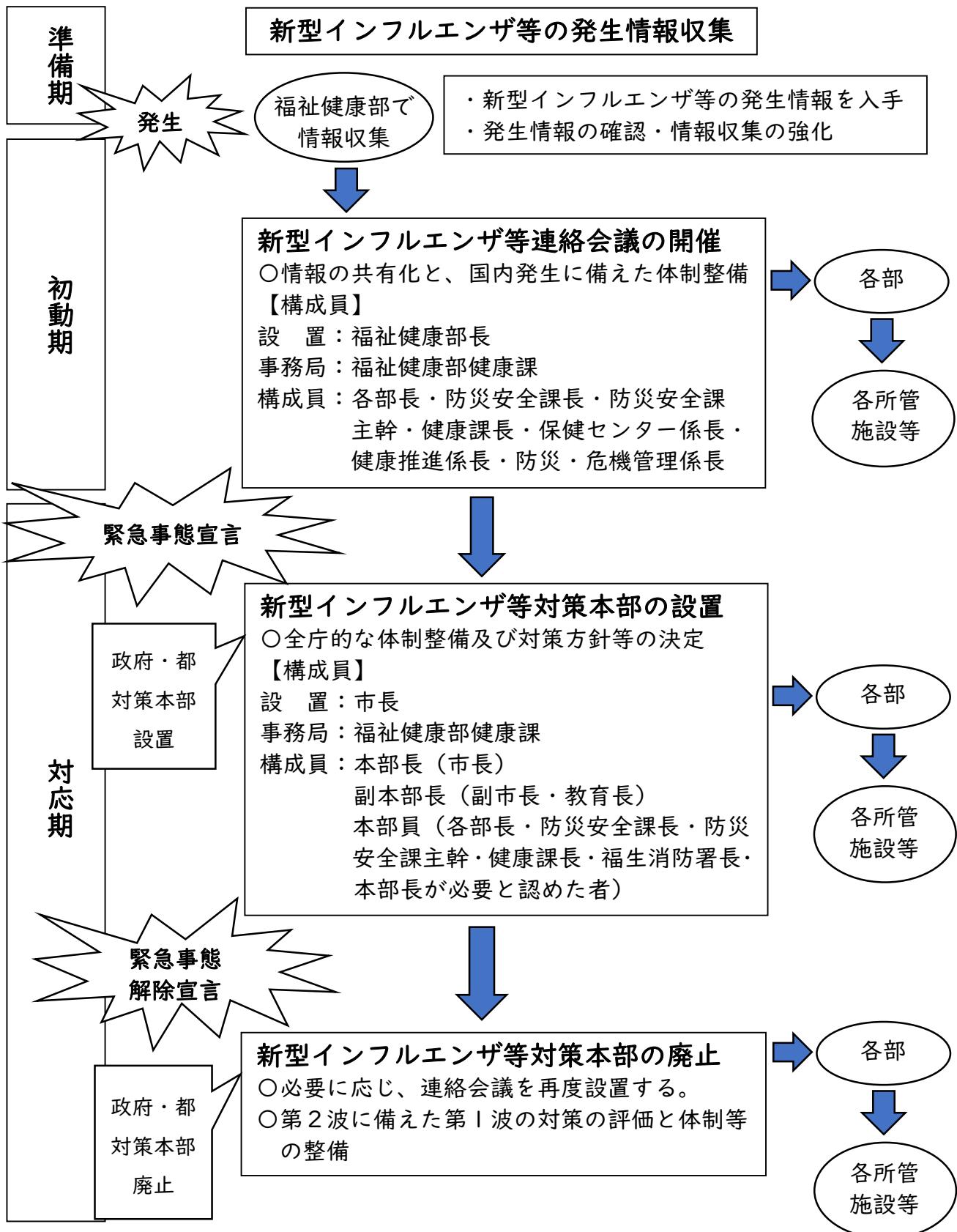
(1) 組織及び職員

- ア 本部長は市長をもって充て、本部の事務を統括する。
- イ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ウ 本部員は、部長の職にある者、防災安全課長、防災安全課主幹及び健康課長並びに福生消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- エ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

(2) 市対策本部会議

- ア 本部長は必要に応じ市対策本部の会議を招集する。

＜羽村市の危機管理体制＞



2 市対策本部各部の主な役割

部名	主な役割
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること ・他部署の応援に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の新型インフルエンザ等対策物品の予算措置に関すること ・報道機関への対応に関すること ・広報などの情報提供、集約に関すること ・新型インフルエンザ等の感染対策の広報に関すること ・国、都及び他自治体との連携に関すること ・情報の収集、伝達及び処理に関すること ・DXの推進に関すること ・他部署の応援に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の感染対策・服務・り患状況に関すること ・市職員の予防接種（特定接種）の調整に関すること ・市所有の車両の活用に関すること ・感染症対策物資等の契約に関すること ・感染症対策物資等の備蓄・管理に関すること ・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関すること ・新型インフルエンザ等連絡会議の開催に関すること ・公共交通機関への注意喚起に関すること ・関係機関（消防等）との連絡及び情報共有に関すること ・各部の連絡調整に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍などの届出窓口の確保に関すること ・火葬・埋葬許可に関すること ・地域団体・関係団体等との連絡調整に関すること ・所管施設の感染対策に関すること ・所管施設の休館措置に関すること ・他部署の応援に関すること
産業環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品・生活必需品の確保に関すること ・生活関連物資等※1に関する情報収集、要請に関すること ・経済関係団体、関係諸団体との連絡に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制のこと ・ごみの収集のこと ・火葬場の運営・維持・連絡のこと ・遺体安置所の設置、運用のこと ・他部署の応援のこと
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設利用者の感染状況の把握のこと ・社会福祉施設の感染対策のこと ・所管施設の休館措置のこと ・在宅の高齢者や障害のある人など要配慮者支援のこと ・新型インフルエンザ等発生状況の把握のこと ・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営のこと ・新型インフルエンザ等連絡会議の開催のこと ・各部との連絡調整のこと ・関係機関（保健所）との連絡調整のこと ・市内の医療機関等との連絡調整のこと ・新型インフルエンザ等への健康相談のこと ・医療体制のこと ・予防接種（住民接種^{※2}・特定接種）の実施のこと
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園等における感染対策のこと ・幼稚園・保育園等における感染状況の把握のこと ・幼稚園・保育園等の休園措置のこと ・学童クラブ、児童館等における感染対策のこと ・学童クラブ、児童館等における休館措置のこと ・他部署の応援のこと
まちづくり部	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の休園措置のこと ・他部署の応援のこと
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の維持のこと ・他部署の応援のこと
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に必要な現金及び物品の出納のこと ・他部署の応援のこと
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染対策のこと

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染状況の把握に関すること ・小中学校等の休校措置に関すること ・生涯学習施設における感染対策に関すること ・生涯学習施設の休館措置に関すること ・他部署の応援に関すること
選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・他部署の応援に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部署の応援に関すること

※1 生活関連物資等 … 食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。

※2 住民接種 … 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと

第2部 各論

第1章 実施体制

第1節 準備期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等により関係機関間の連携を強化する。

I-1 行動計画の見直しや体制整備・強化

- ① 市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、BCPを改定・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成を行う。

I-2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、都行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

I-3 関係機関の連携の強化

- ① 国、都、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施

する。

- ② 国、都、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

<対策の考え方>

初動期に引き続き、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、長期間にわたる対応も想定した持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策※の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。

※ 特定新型インフルエンザ等対策 … 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。政府対策本部が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第1条に規定するもの。

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-2-2 まん延防止等重点措置の手続き

市は、市の区域に係るまん延防止等重点措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、まん延防止等重点措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

＜対策の考え方＞

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等が適切に判断・行動できるよう取り組むことが重要である。市は、平時から、国及び都が発表する感染症に関する情報の収集を行い、市民や関係機関等へ必要な情報提供・共有を行う。新型インフルエンザ等が発生した際、市は、市民にとって最も身近な行政主体である。市民に対するきめ細かい対応を行い、市民の不安軽減に努めるとともに、市民や関係機関等の理解や協力を得ることが重要である。そのため、市は、市民等への一方向の情報提供だけでなく、市民等からの相談で寄せられた意見や反応、主訴等を把握し、市民等へ情報提供・共有する双方向のコミュニケーションを図り、感染症対策を円滑に進めていくことが必要である。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における情報提供・共有

1-1-1 情報提供・共有

- ① 平時から、保健所と協力し、感染症に関する基本的知識や、基本的な感染対策（マスク着用等の咳エチケットや手洗い、換気等）や、感染症の発生状況等の情報、感染症発生時にとるべき行動等について、市民等へ情報提供・共有する。
- ② 市民等へ情報提供する場合は、広報はむらや市公式サイト、メール配信サービス、市LINE公式アカウント等、多様な広報手段が取れるよう、方法等について整理する。
- ③ 市内に居住する高齢者や障害のある人、外国人等に配慮した方法についても検討し、分かりやすい情報提供・共有に努める。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情

報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、都・保健所と連携し啓発する。

I-1-3 偽・誤情報に関する啓発

感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を、保健所等と連携して、繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

I-1-4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

新型インフルエンザ等の発生時においては、市は市民等から様々な問合せや相談に対応することが必要である。そのため、国からの要請を受けた場合は、市民からの様々な問合せや相談等に対応するコールセンター等を設置する準備を進める。

I-1-5 感染症に関する情報収集や都・関係機関等との連携

- ① 市は、平時から国や都・保健所が発表する感染症に関する流行状況等について情報収集を行い、必要に応じて、市民等へ適切な情報提供・共有を行う。
- ② 市は、平時から、都・保健所、医療機関、関係機関等と連携を図り、有事の際に迅速に情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、都・保健所等と連携して、一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

第2節 初動期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等へ新型インフルエンザ等の基本的知識や対策等について、正確な情報提供・共有を行う必要がある。

感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなるため、その時点で得られた科学的根拠等に基づき、繰り返し情報提供・共有を行い、市民等の不安の軽減等に努める。

2-1 新型インフルエンザ等の流行開始時における情報提供・共有

2-1-1 情報提供・共有

- ① 国や都が発表する新型インフルエンザ等の発生状況や基本的知識、感染症対策、相談体制等について、市民等へ正確な知識等が適切に伝わるよう留意し、情報提供・共有を行う。
- ② 市民等へ情報提供する場合は、広報はむらや市公式サイト、メール配信サービス、市LINE公式アカウント等、多様な広報手段を活用する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者や子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等に対する配慮を行い、分かりやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ③ 学校や学童クラブ、幼稚園・保育園等は、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関と連携を図り、対象者に応じて、丁寧に情報提供・共有を行う。
- ④ 高齢者や障害のある人等は重症化リスクが高くなりやすいことから、高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等と連携を図り、対象者に応じて、丁寧に情報提供・共有を行う。

2-1-2 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、都・保健所と連携し

て市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

2-1-3 偽・誤情報への対応

感染症について科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を、保健所等と連携して、繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-1-4 双方向のコミュニケーションの実施

新型インフルエンザ等の流行開始時においては、新型インフルエンザ等の基本的な知識や感染症対策、流行状況等が十分に明らかとなっていない場合が想定される。国及び都が発表する感染症に関する情報収集を行い、科学的根拠に基づいた情報提供が必要である。また、市民からの様々な問合せや相談に対して、適切に対応することにより、市民の不安の軽減を図ることが重要である。市は、国からの要請を受けた場合は、市民からの様々な問合せや相談等に対応するコールセンター等を設置する。

2-1-5 感染症に関する情報収集や都・関係機関等との連携

- ① 市は、国や都が発表する感染症に関する流行状況等について、情報収集を行い、市民等へ感染症に関する流行状況や対応、注意喚起等、適切な情報提供・共有を行う。
- ② 市は、都や医療機関、関係機関等と連携を図り、感染状況や医療提供体制、感染症対策等について、情報収集を行うとともに、速やかに医療機関や関係機関等へ情報提供・共有を図る。
- ③ 市は、米軍横田基地の状況等について、関係機関に対し、情報収集及び情報提供を要請する。

第3節 対応期

<対策の考え方>

感染症対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等により、市民等が適切に判断・行動できるよう取り組むことが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有を行い、市民等の不安の軽減等に努める。

3-1 新型インフルエンザ等の流行時における情報提供・共有

3-1-1 情報提供・共有

- ① 新型インフルエンザ等の感染者の発生状況や感染症対策等について、広報はむらや市公式サイト、メール配信サービス、市LINE公式アカウント等、多様な広報手段を活用して、市民等へ迅速に情報提供・共有する。
- ② 感染状況に応じて、市民や事業者等へ、不要不急の外出*やイベントの開催等を控えること、公共施設の利用制限等について情報提供する。また、国や都の要請に応じて、制限の解除等に関しても、市民等へ情報提供する。
- ③ 学校や学童クラブ、幼稚園・保育園等は、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関と連携を図り、対象者に応じて、丁寧に情報提供・共有を行う。
- ④ 高齢者や障害のある人等は重症化リスクが高くなりやすいことから、高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等と連携を図り、対象者に応じて、丁寧に情報提供・共有を行う。
- ⑤ 新型インフルエンザ等に感染し、又は感染の疑いがある場合、食料・生活必需品の買い物ができない場合も考えられ、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消やパニック防止に努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等に感染し、又は感染の疑いがある場合、感染状況に

応じて医療機関への受診方法や受診時の注意点等について、情報提供・共有を行う。

※ 不要不急の外出 … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

3-1-2 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、都・保健所と連携して市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

3-1-3 偽・誤情報への対応

感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を、保健所等と連携して、繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-1-4 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市民からの新型インフルエンザ等に関する様々な問合せや相談に対して、適切に対応することにより不安の軽減を図ることが重要であることから、市は国からの要請を受けた場合は、市民からの様々な問合せや相談等に対応するコールセンター等を継続する。
- ② 市民等からの様々な問合せや相談を通じて、市民等へ情報提供が必要な内容を把握し、多様な広報手段を活用して周知に努める。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 新型コロナに伴う各種支援のご案内の発行

新型コロナの影響を受けている市民や事業者に対して、市の実施する各種支援策等について、公共施設での配布及び市公式サイトへの掲載を行い、広く周知を図った。

3-1-5 感染症に関する情報収集や都・関係機関等との連携

- ① 市は、国や都が発表する感染症に関する流行状況等について、情報収集を行い、市民等へ適切な情報提供・共有を行う。
- ② 市は、都や医療機関、関係機関等と連携を図り、感染状況や医療提供体制、感染症対策等について、情報収集を行うとともに、速やかに医療機関や関係機関等へ情報提供・共有を図る。
- ③ 市は、米軍横田基地の状況等について、関係機関に対し、情報収集及び情報提供を要請する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等が発生し、市民が免疫を獲得していない段階では、市内において感染が急速に拡大し、市民生活及び市民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施する必要がある。平時から、市民等へ感染症対策やその必要性について、理解促進を図ることが必要である。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であること等、理解促進を図る。
 - ② 市民等へ、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気等の基本的な感染対策の普及啓発を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ※ 相談センター … 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある人からの相談に応じるための電話窓口

第2節 初動期

<対策の考え方>

新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制し、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させることができるように、まん延時に迅速に対応できるための準備等を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市民等へ、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気等の基本的な感染対策を行うよう勧奨する。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応に関して、平時から理解促進を図る。
- ② 市は、国からの要請を受けて、まん延に備え、BCPに基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮した上で、まん延防止対策を講じ、市民の生命及び健康を保護する。また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

3-1 市内でのまん延防止対策の対応

- ① 市民等へ、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気、公共交通機関を利用する際、利用者への咳エチケットの励行の呼び掛け等、基本的な感染対策の取組を勧奨する。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等による不要不急の外出自粛などについても、注意喚起を行う。
- ② 感染拡大防止を図る観点から、公共施設の利用に関して、休館や利用中止、時間短縮、人数制限等の取組を行う。また、イベントや行事等についても、感染状況に応じて、規模の縮小や内容を変更して行う。使用制限の解除等が行われた場合、市民等へ速やかに周知する。また、市は、緊急事態措置等が出された場合には、学校や公共施設等を管理する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等、必要な措置を講じる。
- ③ 学校は、新型インフルエンザ等が疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、羽村市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、集団発生が見られた場合には、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖、休校）などの措置を講じる。
- ④ 学童クラブや幼稚園・保育園等は、新型インフルエンザ等が疑われる児童・園児についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、児童・園児へのマスク着用等の咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、集団発生が見られた場合には、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・園児の健康観察、臨時休所・休園などの措置を講じる。

- ⑤ 市は、市内の高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置を講じる。
- ⑥ 市は、BCPに基づく対応を実施するとともに、時差出勤や在宅勤務、オンラインを活用した取組を実施する。
- ⑦ 流行の経過を踏まえた上で、新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止対策の見直しを図り、必要な体制を整備する。また、国の基本的対処方針の変更に基づき、必要な感染症法の防疫措置を実施する。

【新型コロナ対応での具体例】

■ コロナ禍における保育施設利用ガイドラインの作成

認可保育園及び幼保連携型認定こども園において統一的な対応を実施するため、感染防止対策等の内容を盛り込んだガイドラインを作成した。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小とするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から、都及び羽村市医師会（以下「医師会」という。）や事業者等とともに、必要な準備を行う。

I-1 接種体制の構築

I-1-1 接種体制

市は、都や医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

I-1-2 ワクチン接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

I-1-3 ワクチンの供給体制

市は、管内のワクチン配送事業者の把握や医師会等と密に連携を図り、国からのワクチン供給に備える。

I-1-4 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種^{*}により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

※ 集団的な接種 … 体育館等の大規模会場での集団接種のほか、小規模での接種や他の場所での接種等、多様な接種方法も含めた接種をいう。

I-1-5 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア）市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- （イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する区市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ）市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

I-2 情報提供・共有

- ① 平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する事項を把握し、必要な内容についても情報提供を行うなど、双方向的な取組を進める。
- ② 市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

第2節 初動期

<対策の考え方>

市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、準備期に検討した接種の具体的な事項等を踏まえ、速やかにワクチン接種を実施できるよう取り組む。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

- ① 市は、国からの新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、接種対象者、必要な資材及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け、必要な準備を行う。
- ② 市は、医師会等と連携して、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ③ 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ④ 感染対策の観点から、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保する。また、要配慮者へ配慮した対応が行えるよう準備を行う。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 新型コロナワクチン接種対策担当の配置

新型コロナワクチン接種の実施に当たり、短い期間で準備を行う必要があることから、令和3年1月に新型コロナワクチン接種対策担当（主査1名・主事1名）を配置し、迅速にワクチン接種が行えるよう取り組んだ。その後、同年6月に主査1名・主事1名を、同年7月に主幹1名を配置した。また、医師会等との調整や契約、接種実施体制、超低温冷凍庫の配備、相談体制、医療機関へのワクチン配送、システム改修等、組織を横断した調整が必要であることから、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、検討を行った。

■ 医師会との連絡調整

新型コロナワクチン接種は、体制構築の段階から医師会との打合せを定期的に行い、集団接種会場のレイアウトや救急薬品の準備、運営か副反応対応体制、運営日等の調整を図った。また、医師会と共にコロナワクチン接種に関する医師会向け説明会を開催し、医師会会員への情報提供及び接種への協力を呼び掛けた。

■ 集団接種会場設営後にシミュレーションを実施

民生・児童委員協力の下、医師や看護師、運営スタッフ等による大規模シミュレーションを実施し、ワクチン接種までの流れや重篤な副反応が生じた場合の対応等に関する最終確認を行った。

2-1-2 接種体制の構築

- ① 短い期間に多くの市民に対してワクチン接種を行う集団接種の場合、多くの医療従事者が必要であること、医師会だけではなく、近隣市町村、医療機関等にも協力を得て実施することができるよう、接種体制の構築を行う。
- ② 医師会や地域の医療関係者、消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- ③ 必要に応じ、医療機関や保健センター等の保健施設以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについて

も協議を行う。

- ④ 市は、高齢者施設や障害者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署や関係機関、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

第3節 対応期

<対策の考え方>

市は、あらかじめ準備期及び初動期に計画したワクチンの接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ医師会等と調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンの供給

市は、国からの要請を受けて、割り当てられたワクチンの供給量に応じて、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、医療機関等へのワクチンの割り当て量の調整を行う。

3-2 接種体制

- ① 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定する。このような場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう医師会と連携して、接種体制の継続的な整備を行う。

3-2-1 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 医療従事者や福祉施設従事者等への特定接種の実施

ワクチン接種対象者の最優先である医療従事者等への接種については、都が大規模な医療機関を中心に指定し、接種体制の構築を進めたが、想定以上に医療従事者が多く、調整に難航した。そのため、市では医師会と連携し、同時に医療従事者向け接種を実施した。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種準備は、接種の順位に係る基本的な考え方方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

3-2-2-2 予防接種の準備

市は、国及び都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制の準備を行う。

3-2-2-3 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、副反応の発生時に使用する救急薬品等を確保する。
- ③ 予防接種の判断を行うに際して注意を要するもの及び過去に副反応が出現した者については、接種に係るリスク等も考慮した対応が必要である。予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に対応するとともに、接種後の体調変化の有無の観察や対応を丁寧に行う等、医療従事者等で十分に共有を図り、対応する。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 集団接種方式によるワクチン接種の開始

新型コロナウイルスワクチン接種は、開始当初は短期間で、より多くの市民へ接種を行う必要があったため、効率性の高い集団接種のみで開始した。会場選定では、市の公共施設のみならず民間施設等の活用も視野に検討したが、受入れ人数や救急搬送時の導線の確保等も考慮し、スポーツセンター第2ホールを会場とした。

■ ワクチンを無駄にしないための取組

初回接種開始当初は、ワクチン供給量に限りがあり、余剰ワクチンは廃棄することなく、有効活用するよう国から通達があった。集団接種会場で当日キャンセル等があった際に発生する余剰ワクチンを、予め会場で待機していた市民や保育士、市職員等へのワクチン接種を実施した。

3-2-2-4 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する報告を行う。
- ② ワクチン接種の予約や接種券発行、接種証明書等については、スマートフォン等を活用するとともに、電子的に情報を収集することが困難な人に対しては、紙媒体や電話、窓口等で対応を行う。
- ③ 特措法第27条の第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものである。市は、情報提供を行うとともに、ワクチン接種に関する様々な問合せや相談については、相談窓口（コールセンター等）で対応を図り、ワクチン接種に対する不安の軽減・解消に努める。

【新型コロナ対応での具体例】

■ ワクチン接種の予約希望者の殺到に伴う混乱とその対応

集団接種の実施にあたっては、膨大な人数の予約を管理するため専用の予約システムを導入するとともに、コールセンターでもワクチン接種の予約対応を行った。65歳以上の高齢者に初回接種券を送付後、コールセンターの対応力を大幅に上回る問合せがあり、市や郵便局等に問合せや苦情の電話が殺到し、大きな混乱を招いた。そのため、コールセンターの回線数増設や日時指定制度の導入、接種券の発送時期の細分化等の対策を図った。

■ 広報はむらやポスター、チラシによるワクチン接種の勧奨

市内感染者の割合及びワクチン接種率の低い40代以下の市民向けの取組として、年代別市内感染者数をグラフにして呼びかけ、若い世代の人への啓発となるような紙面を作成し、広報はむらへの掲載を行った。また、公共施設や羽村駅、小作駅、医療機関等でポスターを掲示するとともに、乳幼児健診や各種事業、家庭訪問時等にチラシを配布し、ワクチン接種の勧奨を行った。

3-2-2-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用し、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署や関係機関、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 接種状況や市民からの要望に応じ、医療機関における個別接種の追加

ワクチンの初回接種時は、より早く、より多くの市民へ接種を行う必要があったため、効率性の高い集団接種のみを実施した。市民からは自宅から近く通い慣れた診療所等での接種を希望する声も多く聞かれたため、医療機関で行う個別接種を開始し、徐々に実施医療機関と接種人数を拡充した。

■ 在宅療養者等に対する訪問接種の実施

寝たきり等で家族の介護があっても外出できない在宅療養者等については、都が派遣した巡回接種チームや訪問診療を実施している医療機関の協力の下、医師と看護師が自宅を訪問して接種を実施した。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 高齢者施設等の入所者に対する対応

高齢者施設等の入所者については、施設内で接種が受けられるよう、接種体制を構築した。接種は、原則として各施設の嘱託医等とし、医師の確保が難しい施設については、医師会所属の医療機関への依頼や都が実施しているワクチンバスによる接種を活用した。

3-2-2-6 接種記録の管理

市は、国や都、他の自治体と連携して、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2-2-7 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 市は、予防接種健康被害救済制度について申請の受付や被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-3 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び都が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市民等への情報提供については、広報はむらや市公式サイト、メール配信サービス、市LINE公式アカウント等、多様な広報手段を活用する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 保健

第1節 準備期

<対策の考え方>

都・保健所及び市の役割分担や連携体制等を明確化するとともに、相互に密接に連携できるよう、基盤づくりに取り組む。市民へ速やかに、必要な情報を提供・共有するため、平時から感染症の発生状況や地域における医療の提供状況の情報等を収集する体制を構築する。

1-1 都・保健所及び市の連携体制の整備

- ① 都及び保健所は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から東京都健康安全研究センター等や管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとしている。市は、有事の際に必要な情報等を速やかに市民へ情報提供・共有するため、平時から都及び保健所との連携体制を構築する。
- ② 市は、有事の際に増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築する。
- ③ 市は、都・保健所が実施する、保健所及び市の職員を対象とした感染症対策等に関する研修・訓練等に参加し、感染症対策業務に関する知識の習得や対応力向上を図る。

1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、都・保健所と連携して啓発する。
- ② 高齢者や子供、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供にあたり、配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に

配慮する。

第2節 初動期

<対策の考え方>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、市民の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 市民への情報提供・共有の開始

- ① 都及び保健所は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センター等について、市民等に周知する。
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のための公式サイト等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

＜対策の考え方＞

新型インフルエンザ等の発生時に、都・保健所及び市が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じ柔軟に対応する。

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 相談対応

- ① 市は、引き続き、市民からの相談が入った場合には、相談センターに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、発熱外来の案内や受診時の注意事項の説明を行う。その際、保健医療に関する一般相談に対応する。
- ② 健康に関する相談以外の様々な問合せに対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い問合せや必要な情報をまとめ、窓口での配布や市公式サイトで公表するなど、必要な対策を講じる。
- ③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、対応の段階的な縮小を検討し、実施する。その際、市民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 市民等からの新型コロナに関連した電話相談

市内感染者が初めて発生した時や、感染したのではないかという不安、受診ができる医療機関を知りたい等、多岐に渡った。本来であれば、保健所の対応となる感染者の療養中の相談についても、保健所に電話がつながらない場合には、多くの相談に対応した。保健所の相談体制が整備されるにつれ、相談件数は徐々に減少した。相談に対応する際には、保健所が作成した「市町村向け新型コロナウイルス感染症 住民への対応 Q&A」に基づき、実施した。

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 都及び保健所は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合には、国と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や区市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ② 市は、都が実施する健康観察に協力する。
- ③ 市は、都から当該患者等やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者等やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は酸素飽和度^{※1}を測定するパルスオキシメーター^{※2}等の物品の支給に協力する。

※1 酸素飽和度 … 血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合

※2 パルスオキシメーター … 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

【新型コロナ対応での具体例】

■ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料支援事業の実施

感染者及び同居の濃厚接触者等の家族は、外出が制限されており、支援者がいない感染者やその家族には食料確保が困難な人が増加した。そのため、自宅療養者の安心した療養生活への支援及び不安の軽減を目的として、羽村市商工会と連携し、早期に食料を配達する食料支援事業を実施した。

■ パルスオキシメーターの配布や感染者の安否確認の実施

感染拡大により保健所業務がひっ迫したことから、保健所からの依頼に基づき、パルスオキシメーターの配布と新型コロナウイルス感染者の安否確認を実施した。

3-1-3 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、理解

を深めるため、市民等に対して分かりやすく情報提供・共有を行う。

- ② 高齢者や子供、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供にあたり、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都・保健所と連携して、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

<対策の考え方>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、備蓄等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう努める。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

<対策の考え方>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄を確認する。

2-2 円滑な供給に向けた準備

市は、庁内や医師会、高齢者施設、障害者施設等へ必要な感染症対策物資等に関する調査を行い、都と調整の上、必要量を確保する。

第3節 対応期

＜対策の考え方＞

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、関係機関等において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄を隨時確認する。

3-2 円滑な供給

市は、庁内や医師会、高齢者施設、障害者施設等へ必要な感染症対策物資等に関する調査を行う。都と調整の上、必要量を確保し、これらが不足するおそれのある場合には、速やかに提供する。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 休日診療を実施する医療機関に対する抗原定性検査キットの配布

新型コロナが急速に感染拡大したことを受け、休日診療においても検査体制を整えることが必要となった。医師会と協議を行い、抗原定性検査キットを購入し、休日診療を実施する医療機関へ配布した。

■ 医療機関や高齢者施設等に対する感染症対策物資等の配布

医療機関や歯科医療機関、高齢者施設、障害者施設等に対し、マスクや防護服、消毒液等の感染対策物資を配布した。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

<対策の考え方>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を進めるとともに、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行う。

I-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や各部間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

I-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

I-3 市役所機能の維持に向けた準備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、職員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、BCPを見直す等の十分な事前の準備を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッド会議等の活用や在宅勤務、時差出勤等、人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨された場合に備えた準備を検討する。なお、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である職員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

I-4 教育及び学びの継続に関する体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習を組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。

I-5 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）I-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

I-6 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者や障害のある人等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

I-7 火葬体制の構築

- ① 市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。
- ② 市は、域内における火葬の適切な実施ができるように調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行う。

I-8 その他必要な体制の整備

市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等

を整備する。

第2節 初動期

<対策の考え方>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性のある感染対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気、等の基本的な感染対策等の勧奨を行う。事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染対策の徹底を養成する。

また、国の情報や発生状況、都及び市の対応を説明し、感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど、速やかに対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2-1 市役所機能の維持

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職員に対して BCP を周知徹底する。
- ② 市は、限られた人員で市政を継続する事態に備え、応援体制を組む準備をする。
- ③ 市は、来庁者向け及び庁舎事務室における感染対策を段階的に実施・準備する。
- ④ 市は、行政手続き上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国及び都に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。

2-2 市民生活への配慮

市は、市立・市営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-4 遺体の火葬・安置

- ① 市は、都とともに、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進める。
- ② 市は、都を通じての国からの要請を受けて、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-5 その他必要な施策の実施

市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

第3節 対応期

<対策の考え方>

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行い、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 市役所機能の維持

- ① 市は、限られた人員で市政を継続する事態となった場合、BCPに基づき対応を行う。
- ② 市は、職員・職場の感染対策の徹底を行う。
- ③ 市は、来庁者向け及び庁舎事務室における感染対策を段階的に実施・準備する。
- ④ 市は、上下水道事業やごみ処理事業等、生活に必要な市の事業を継続する。また、市関連事業の休止や施設の貸出中止等、状況に応じた対応を行う。

3-1-2 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買

占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-3 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル※予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

※ フレイル … 身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康被害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 在宅要介護者支援事業の実施

高齢者や障害のある人を在宅で介護している家族等が新型コロナに罹患した場合に、訪問介護員等の派遣等を行う体制を整備した。

■ フレイル予防オンライン体操教室の開始

感染防止のため外出機会が減少することによるフレイルを予防するため、都の「新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業」を活用し、オンラインによるフレイル予防体操教室を実施した。

■ 出産・子育てオンライン相談の開始

妊娠や子育て中の人に対し、自宅でも安心して相談が受けられるようオンライン相談を開始した。

3-1-4 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者や障害のある人等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-5 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の

学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 学習指導サポーターの配置

学校臨時休業に伴う、子供たちの教育活動における「学びの保証」を図るため、教員をサポートする学習指導サポーターを配置した。

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、都を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-1-7 その他必要な施策の実施

市は、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民及び事業者にごみの減量化を図るよう促す。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

【新型コロナ対応での具体例】

■ 事業者緊急支援助成金の支給

感染拡大に伴い経済活動に影響を受けている事業者に対し、事業と雇用の継続ができるよう支援した。

■ 市内共通商品券発行事業への支援

感染拡大により落ち込んだ市内経済の活性化を目的として、商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援した。

3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 年 月改定

編集・発行 羽村市福祉健康部健康課

〒205-0003 東京都羽村市緑ヶ丘 5-5-2

電話 042 (555) 1111 (内線 624)

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>